

第3章 犯罪被害者等支援の推進体制

1 犯罪被害者等支援施策の推進体制の現状等

佐賀県では、現在、以下の連絡協議会等を中心に犯罪被害者等施策を推進していますが、第2章「犯罪被害の現状等について」などで述べたように、犯罪被害者等は様々な問題を抱えている状況から、個々の犯罪被害者等の事情に即したきめ細かな途切れのない支援を行うため、さらに関係機関・団体等が連携を強化して、各種支援施策を推進していく必要があります。

(1) 犯罪被害者等に対する支援のための連絡協議会（通称：VS協議会）

本協議会は、佐賀県警察本部、県、教育庁その他の関係機関・団体の会員が連携協力するための協議会として、平成8年に発足。事務局は警察本部警務部広報県民課に置かれ、平成29年6月現在、警察、国などの機関、犯罪被害者等早期援助団体として中核を担う民間支援団体の被害者支援ネットワーク佐賀VOISS、弁護士会、臨床心理士会等20機関・団体が参画しています。

(※ 第5章 関係資料4 参照)

(2) 犯罪被害者等庁内連絡会議

県では、平成18年1月に、県庁内関係課の情報共有及び警察本部との連携を図るため、「犯罪被害者等支援庁内連絡会議」を設置しています。

事務局は、県民環境部くらしの安全安心課に置き、14の関係課等で構成されています。

(※ 第5章 関係資料5 参照)

(3) 警察署犯罪被害者ネットワーク

佐賀県警察では、各警察署単位で地域の実情に応じて、警察、自治体（市町）等関係機関・団体（弁護士、病院、学校等）で組織した「警察署犯罪被害者支援ネットワーク」を設置し、会員相互の被害者支援に関する情報交換や、広報啓発活動等、地域レベルでの連携体制を構築しています。

2 犯罪被害者等支援施策の推進体制の整備

県では、警察や市町、民間支援団体・自助グループなど関係機関・団体が更に連携を強化するため、VS協議会を含め、犯罪被害者等支援に係る推進体制の整備に努めます。

また、県では、推進体制の整備の一環として、くらしの安全安心課に、犯罪被害者等支援に関するコーディネーター（以下「コーディネーター」という。）を配置し、市町や関係機関等との連携調整のほか、犯罪被害者等支援に関する市町職員等への助言・支援や広報啓発活動などに取り組みます。

【佐賀県における犯罪被害者等支援施策の推進体制（図）】

途切れのない支援のために

